

港長公示第5号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから同条第2項の規定により、公示する。

令和5年6月1日

徳山下松港長



徳山下松港第1区晴海ふ頭地先海域における航泊の禁止について

大型起重機船使用によるクレーン撤去作業が行われるため、船舶の航泊を下記のとおり禁止する。(当該作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。)

記

1 期間

令和5年6月14日午前7時から6月14日午後0時30分までの間
(予備日：令和5年6月15日午前7時から6月15日午後0時30分までの間)

2 区域

次に掲げる地点イからホを順次結んだ線及び陸岸により囲まれる海域

基点：徳山下松港地ノ筏灯台（北緯34度2分57秒 東経131度47分0秒）

イ 基点から真方位145度940メートル

（北緯34度2分31秒 東経131度47分21秒）

ロ イから真方位297度240メートル

（北緯34度2分34秒 東経131度47分12秒）

ハ ロから真方位236度30分380メートル

（北緯34度2分25秒 東経131度47分2秒）

ニ ハから真方位210度360メートル

（北緯34度2分16秒 東経131度46分54秒）

ホ ニから真方位116度500メートル

（北緯34度2分8秒 東経131度47分12秒）

(別図参照)

3 備考

国際VHFを搭載した警戒船2隻が配備される。

(別図)

地点	緯度 (北緯)	経度 (東経)
イ	34 度 2 分 31 秒	131 度 47 分 21 秒
ロ	34 度 2 分 34 秒	131 度 47 分 12 秒
ハ	34 度 2 分 25 秒	131 度 47 分 02 秒
ニ	34 度 2 分 16 秒	131 度 46 分 54 秒
ホ	34 度 2 分 08 秒	131 度 46 分 12 秒



● : 標識 (ブイ_オレンジ色) ※ロ、ハ、ニは灯浮標 (黄色)